

萩 情 審 第 7 号

令和3年11月1日

萩市議会

議長 横山 秀二 様

萩市情報公開審査会

会長 長谷 義明

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年6月3日萩議第13号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

令和3年4月9日付けで審査請求人から提起された令和3年4月8日付け萩議
第3号による不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

1 審査会の結論

萩市議会（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が令和3年4月8日付け萩議第3号で行った不開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、全部開示することを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求の理由について、本件処分がコロナウイルス感染症対策問題を包含し、また、これまで、萩市農業委員会の利用権を設定する者以外の権原者の同意欄の部分開示決定処分を原因として、相続問題への対処ができなくなっているが、今回、萩市議会の行った本件処分により、更に深刻な状態となっているため、不開示決定処分の取消しを求める旨主張する。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関が、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 開示文書について

本件処分に係る情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）により開示を求められた文書（以下「本件開示文書」という。）は、審査請求人と前萩市議会事務局長が面会した記録及び面会内容が記載された事務引継書である。

(2) 本件処分について

本件処分は、萩市情報公開条例（以下「条例」という。）第12条第1項第1号の規定により情報を保有していないため不開示決定を行っている。

(3) 条例第12条第1項第1号の該当性について

本件開示請求のあった内容について、審査請求人と前萩市議会事務局長との3回の面会についての記録は作成されていない。

また、令和３年２月１２日付け審査請求人から前萩市議会事務局長あてに送付された文書の内容に関する事項については、面会のうち１、２回目については、面会の場に事務引受者である現萩市議会事務局長が同席しており、３回目の面会については、前萩市議会事務局長から萩市議会議長への口頭報告の場に、事務引受者が同席し、その内容について確認し、いずれも口頭による引継ぎがされているため、事務引継書へ記載していない。

以上の理由から本件開示文書は不存在であり、その情報を保有していないことから、本件処分は、条例第１２条第１項第１号に該当する。

４ 審査請求人の意見陳述の概要

審査請求人は、本件開示請求に係る萩市議会事務局長との面会及びその経緯・内容、萩市議会ほか関係機関との協議内容等について陳述した。

５ 審査会の判断理由

（１）本件開示文書について

本件開示文書は、審査請求人と前萩市議会事務局長が面会した記録及び面会内容が記載された事務引継書であるところ、実施機関は、いずれの情報も保有していないため条例第１２条第１項第１号に該当するとして、本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

以下、本件開示文書の見分結果を踏まえ、本件処分の条例第１２条第１項第１号の該当性について検討する。

（２）条例第１２条第１項第１号の該当性について

ア 本件開示文書のうち、面会記録については、前記４のとおり、審査請求人と前萩市議会事務局長との面会の内容等は、主として他県で今後開催が予定される宗教的行事に関するものであったところ、同内容等を踏まえれば、その面会の内容等は審査請求人から萩市に対する有益な情報提供の一つであり、萩市の行政活動においてもその参考とされるべきものではあるものの、面会記録は行政手続法令その他規定上も記録化が明確に義務付けられているものではなく、上記のとおり本件面会の内容等を考慮すれば、実施機関が常に本件面会及びその内容の記録を保有すべきものと評価する

のは困難というべきである。

したがって、本件において、面会記録についてはいずれも記録が作成されていない旨主張する実施機関の主張に不自然かつ不合理な点は特に認められないことから、いずれの面会記録も保有していないものと認められる。

イ 本件開示文書のうち、事務引継書については、萩市議会事務局処務規程第11条及び萩市職員服務規程第12条において、「職員が退職するとき、又は休職若しくは勤務替えを命じられたときは、担当事務を明細に記載した事務引継書により後任者又は上司の指定する者に引き継ぎ」と規定されるところ、上記アのとおり、審査請求人と前萩市議会事務局長との面会に係る内容等は、実施機関が所管する事務に直接関係する内容のものではなく、事務引継書に記載すべき担当事務に当たるものではない。

また、事務引受者である現萩市議会事務局長は、審査請求人と前萩市議会事務局長との面会の場、さらには前萩市議会事務局長から萩市議会議長への口頭報告の場のいずれにも同席し、その面会内容等について自らが確認をして口頭による引継ぎを受けていることが認められる。このように、審査請求人と前萩市議会事務局長との面会内容等を最も熟知する事務引受者が口頭により引継ぎを受けている事実からも事務引継書に、当該面会に係る内容等が記載されていないことが法令等に違反するものでないことはもとより、行政活動上、重大な支障等を生じさせる事態を招くことにもなっていないものといえる。

したがって、本件において、事務引継書については記録が作成されていない旨主張する実施機関の主張に不自然かつ不合理な点は特に認められないことから、その情報を保有していないものと認められる。

ウ よって、以上検討したとおり、本件開示文書は、実施機関がいずれの情報も保有してはいないため、条例第12条第1項第1号に該当するものと認められる。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、前記2のとおり、これまで、萩市農業委員会の利用権を設定する者以外の権原者の同意欄の部分開示決定処分を原因として、相続問題への対処ができなくなっているが、今回、萩市議会の行った本件処分により、更に

深刻な状態となっているため、本件処分は不当であると主張するところ、かかる審査請求人の主張は、同人の意見陳述等の内容を十分に斟酌しても、当審査会の上記判断を左右するものとは認められない。

(4) 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件開示文書は、条例第12条第1項第1号に該当すると認められるので、本件開示文書につき、不開示とした決定については、妥当であると判断した。